

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下、「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾三衛生組合（構成市町：日進市、みよし市、愛知郡東郷町）と尾張東部衛生組合（構成市：瀬戸市、尾張旭市、長久手市）の焼却施設の集約化が目標とされている。令和3年3月策定の「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」では、令和44年度に集約1施設とすることを目標としており、よって、令和43年度までは、各組合が単独でごみ処理を行う必要がある。

なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、本計画においても、尾張東部・尾三ブロックの2焼却施設を令和15（2033）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとしている。

尾三衛生組合（以下、「本組合」という。）は、日進市、みよし市及び愛知郡東郷町（以下、「構成市町」という。）を行政圏として、昭和49年にごみの共同処理を行うための一部事務組合として設立された。本組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成9年11月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成11年3月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成27年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施している。令和3年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和4年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和16年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

本事業は、本組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

本組合では、東郷美化センターにおいて構成市町の一般廃棄物の処理を行っている。ごみ焼却施設とリサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）があり、ごみ焼却施設は、平成27年度より5か年をかけて基幹的設備改良工事（延命化工事）を実施している。既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表 2.1.1 既存施設の概要

施設名称	尾三衛生組合東郷美化センター	
所在地	愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地23	
施設種類	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ (粗大・不燃ごみ処理施設)
処理対象廃棄物	可燃ごみ	粗大ごみ、金属 ^{注)}
処理能力	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)	55 t / 日 (5h)
処理方式	ストーカ炉	二軸せん断、 高速回転せん断併用方式
竣工	平成9年11月	平成11年3月

注) リサイクルプラザには、ガラスびん(12t/5h)・金属缶(8t/5h)の選別設備があったが、施設維持管理費の削減のため、ガラスびんの処理設備は平成28年度から、金属缶の処理設備は平成29年度から停止している。



図 2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

県の「広域化計画」では、尾張東部・尾三ブロックの構想として尾張東部衛生組合と本組合でごみ焼却施設を集約化する方針が定められており、尾張東部衛生組合を構成する瀬戸市、尾張旭市及び長久手市と本組合の構成市町の間で協議、検討を進め、「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和3年3月）（以下、「尾張東部・尾三地域広域化計画」という。）を策定している。

両組合既存施設の敷地では、集約して1施設を建設できる面積が不足している点、両組合とも既存施設の延命化目標年度終了までの期間が約10年である点から、次期施設整備時には、両組合それぞれが単独で新施設を建設する方針となった。なお、両施設は相互支援を取り入れたものとし、令和43年度までは相互支援により2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設として新施設の竣工・供用を開始することを目指す。

これを踏まえ、本組合では、「施設整備検討業務報告書」（令和4年3月）を作成し、延命化目標年度終了後の施設整備方針を検討した結果、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素社会に貢献するため、令和16年度の稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

2.1.4 建設予定地の選定経緯

施設整備方針として、「施設整備検討業務報告書」において、既存施設の延命化目標年度終了後について、「再延命化工事あり」、「再延命化工事なし」、「施設の更新」の3案のライフサイクルコストを算出し、検討を行った。比較検討の結果、費用面では「再延命化工事あり」が最も優れた整備方針案となったが、みよし市は令和元年に、日進市は令和4年にゼロカーボン宣言を行っているのに対し、既存施設は発電設備が備わっておらず、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっていないことなどから、国が目指す2050年カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すため、「施設の更新」を整備方針として示すこととなった。

建設予定地については、組合敷地内で配置検討を行い、斜面安定対策工事が必要となること、計量棟や資源回収ストックヤードの移設が必要となることなどの課題はあるものの、既存施設を稼働させながら新施設の建設が可能であるとの調査結果になったため、新たな建設場所の検討は行わなかった。

なお、建設予定地は、以下の観点からも組合敷地内を選定した。

第一に、既存施設は、日進市、みよし市、東郷町の3市町の境界に位置しているため収集運搬の効率が良く、既存施設と同じ場所とすることで施設利用者への混乱も防ぐことができること。

第二に、本組合の所有地であるため新たな用地取得の必要がない、既存施設の一部を活用した一体的な整備や、既存の道路・電気等のインフラの活用が可能となるなど、コスト低減等の経済性の観点から最良であること。

第三に、既存敷地を活用することで大規模な造成の必要がないため、周辺の自然環境及び生活環境への影響を最小限とすることができる。

第2章 対象事業の目的及び内容

2.2 対象事業の内容

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2 対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：約187t/日

2.2.3 対象事業実施区域の位置

位置：愛知郡東郷町大字諸輪字百々51番地271ほか（図2.2.1及び図2.2.2参照）

面積：約7.8ha

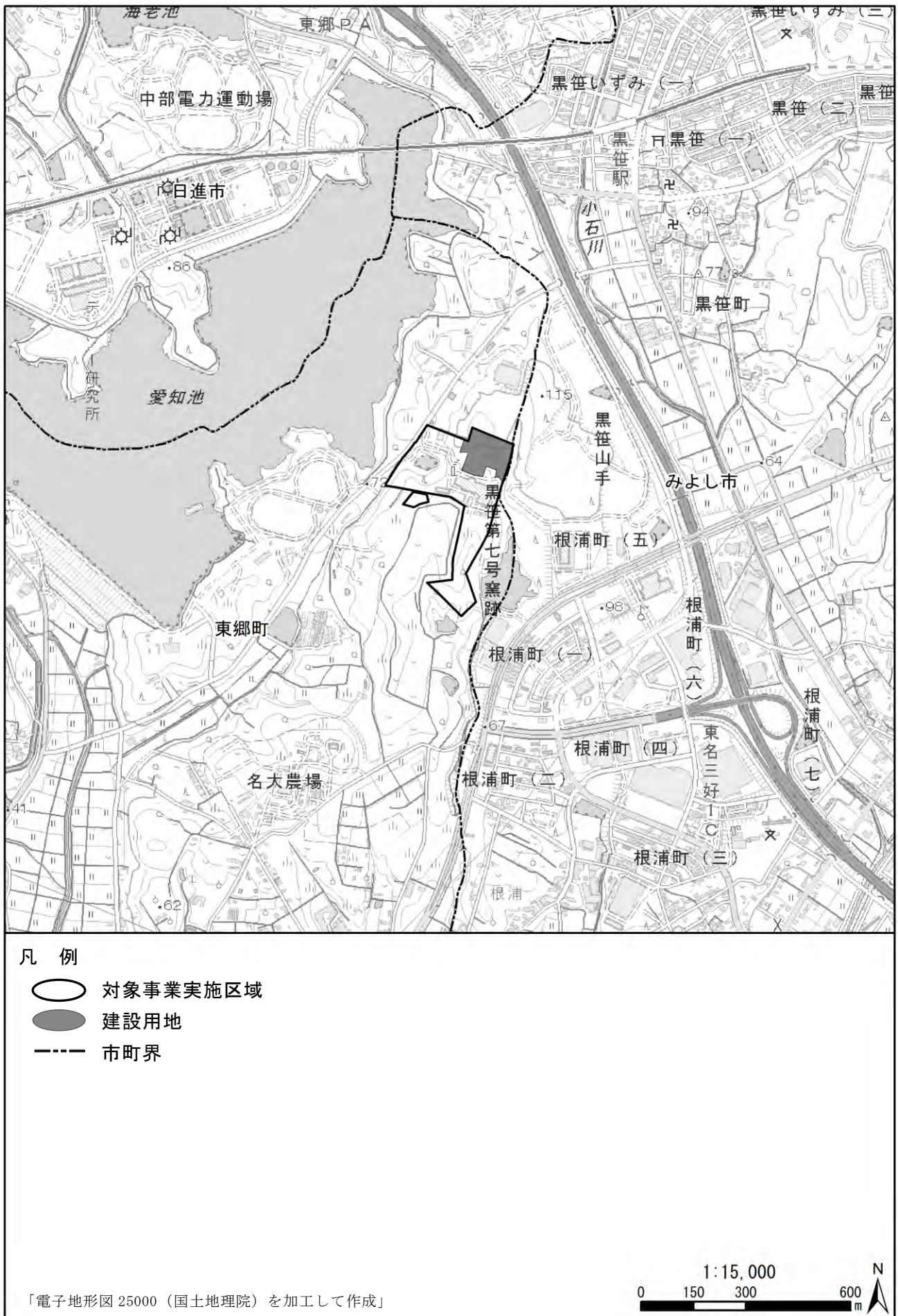


図 2.2.1 対象事業実施区域の位置

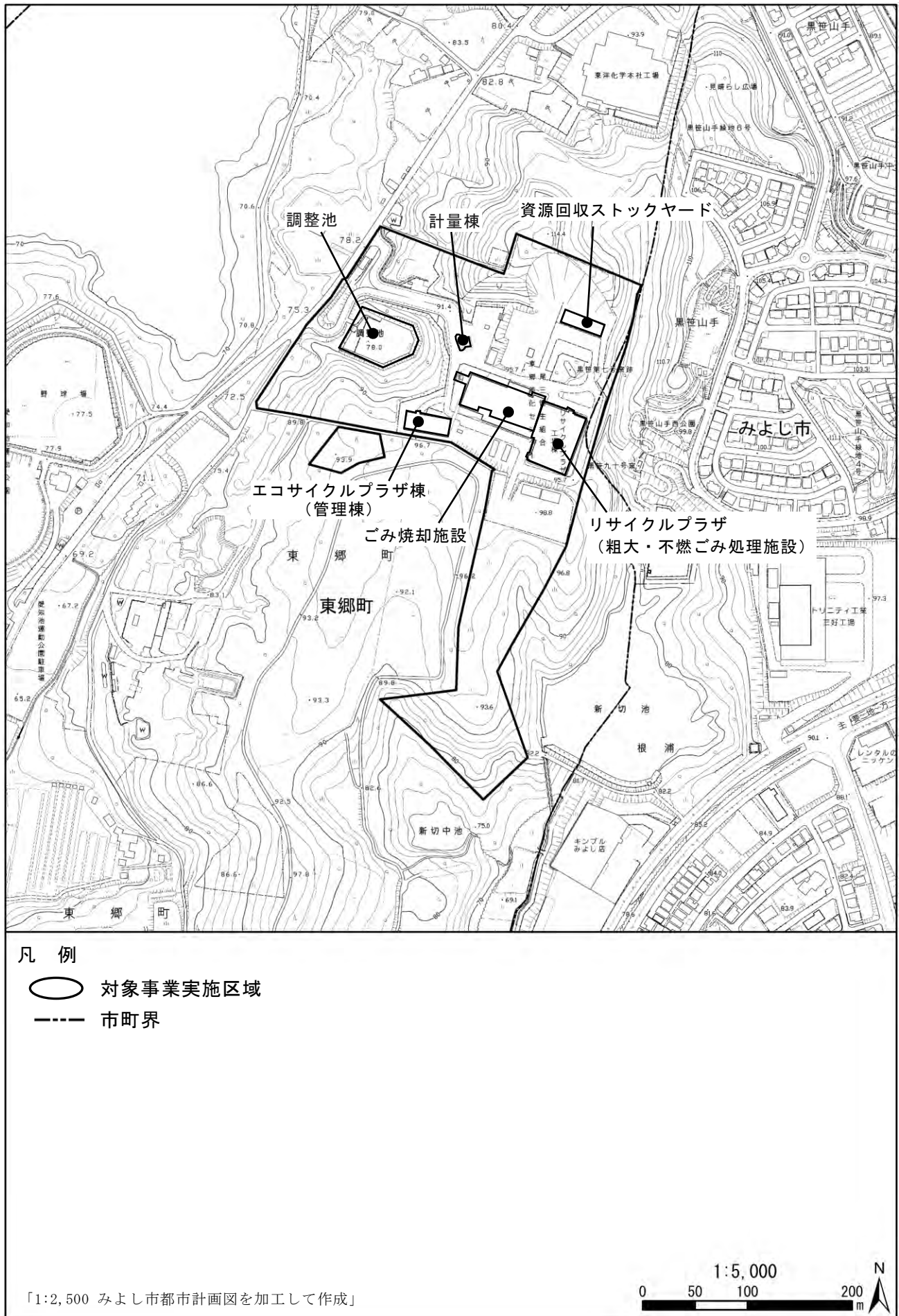


図 2.2.2 既存施設の設備配置

2.2.4 対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において対象事業実施区域に設置するごみ処理施設（以下、「計画施設」という。）の諸元は、表 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	187 t / 日 (93.5t/日×2 炉)
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、粗大ごみ破碎選別可燃残渣、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
粗大・不燃ごみ 処理施設	処理能力	11t/日
	処理方式	破碎・選別処理
	処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃物（金属）
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 16 年度

2.2.4.2 処理能力の算定

計画施設の処理能力については、「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月 尾三衛生組合）（以下、「基本構想」という。）、「尾三地域循環型社会形成推進地域計画」（令和 6 年 11 月）（以下、「地域計画」という。）及び現在検討中の廃棄物処理施設整備基本計画（令和 9 年 3 月策定予定）において、以下のとおり算出している。

(1) ごみ排出量の推計

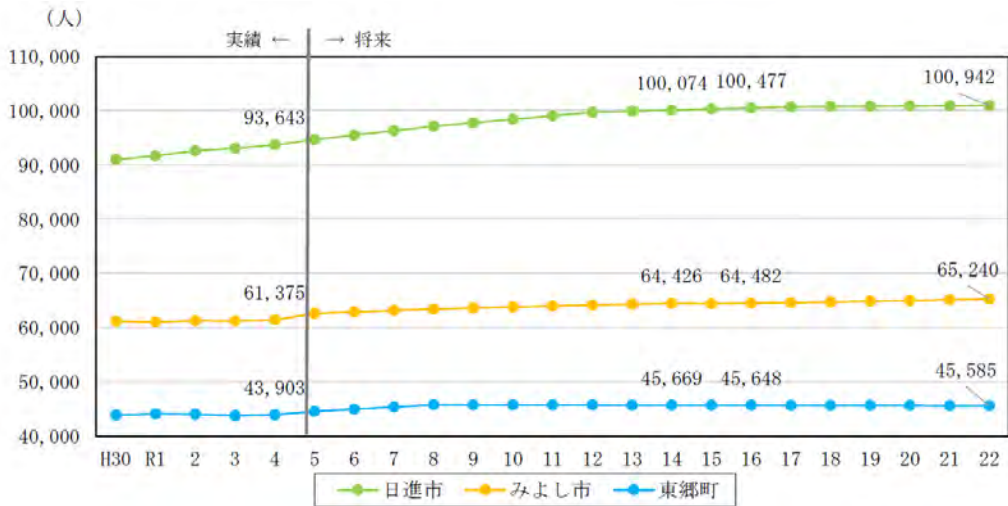
計画目標年次のごみ排出量は、「基本構想」において推計している。

計画目標年次は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）を参考とし、将来予測の確度や、施設の耐用年数、投資効率等を勘案して、稼働開始年度から 7 年以内で処理量が最大となる令和 22 年度としている。

構成市町の人口実績及び将来人口は図 2.2.3 に示すとおりである。令和 22 年度の構成市町の将来人口の合計は、211,767 人となっている。

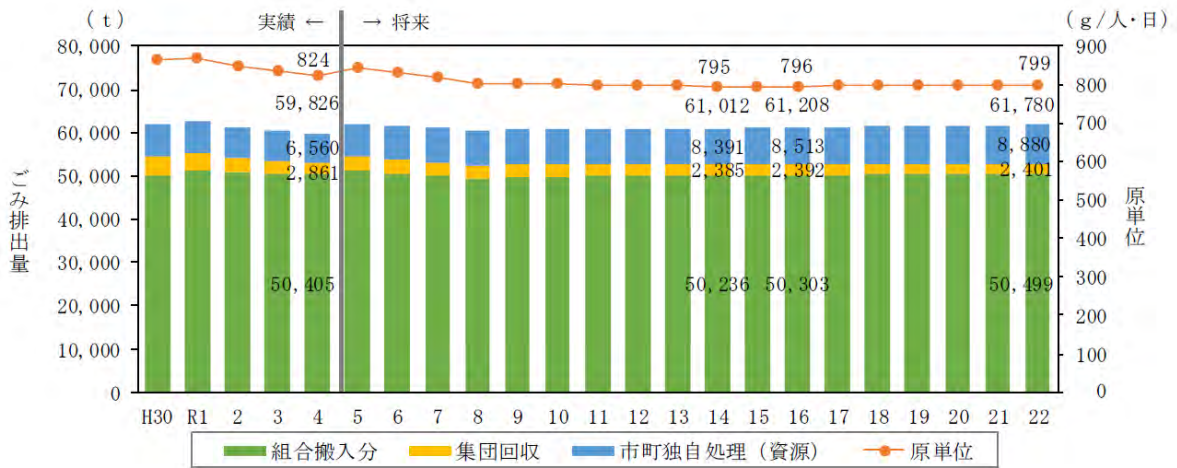
構成市町のごみ排出量の見込みは、図 2.2.4 及び表 2.2.2 に示すとおりである。令和 5 年度から令和 14 年度は「ごみ処理基本計画【令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度】」（令和 5 年 3 月、尾三衛生組合）で示されている将来数値を基に設定し、令和 15 年度以降の将来値は令和 14 年度の原単位の値を固定して設定している。令和 22 年度のごみ総排出量は 61,780t/年、集団回収及び市町独自処理（資源）を除いた組合搬入分は 50,499t/年となり、このうち、可燃ごみ（家庭系＋事業系）は 46,644t/年となっている。

第2章 対象事業の目的及び内容
2.2 対象事業の内容



出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

図 2.2.3 人口実績及び将来人口



出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

図 2.2.4 ごみ排出量の見込み

表 2.2.2 ごみ排出量の見込み

項目	年度	実績					将来			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和14年度	令和16年度	令和22年度	
人口	人	195,960	196,749	197,801	198,001	198,921	210,169	210,607	211,767	
組合搬入分	家庭系ごみ	t/年	36,206	37,157	37,726	36,716	35,812	35,196	35,263	35,459
	可燃ごみ	t/年	32,708	33,341	33,639	32,973	32,361	31,399	31,459	31,635
	不燃ごみ	t/年	1	1	0	0	0	1	1	1
	粗大ごみ	t/年	2,191	2,514	2,693	2,562	2,375	2,288	2,293	2,304
	金属	t/年	1,018	950	1,048	852	623	1,006	1,007	1,013
	陶磁器・ガラス	t/年	232	298	293	276	400	421	422	425
	乾電池	t/年	42	41	43	43	44	63	63	63
	蛍光管	t/年	14	12	10	10	9	18	18	18
	事業系ごみ	t/年	14,135	14,178	13,316	13,791	14,593	15,040	15,040	15,040
	可燃ごみ	t/年	14,070	14,142	13,284	13,762	14,560	15,009	15,009	15,009
不燃ごみ	t/年	10	8	5	2	0	3	3	3	
粗大ごみ	t/年	55	28	27	27	33	28	28	28	
家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	50,341	51,335	51,042	50,507	50,405	50,236	50,303	50,499	
集団回収	t/年	4,266	4,062	3,123	3,081	2,861	2,385	2,392	2,401	
市町独自処理 (資源)	t/年	7,271	7,171	7,097	6,858	6,560	8,391	8,513	8,880	
ごみ総排出量	t/年	61,878	62,568	61,262	60,446	59,826	61,012	61,208	61,780	
原単位	g/人・日	865	869	849	836	824	795	796	799	

出典：「廃棄物処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾三衛生組合）

(2) ごみ焼却施設

① 計画処理量

ごみ焼却施設の計画処理量は、基本構想における推計値及び既存施設の実績から以下のとおり算出した。

算定の結果は、表 2.2.3 に示すとおりである。

$$\text{計画ごみ処理量} = \text{搬入量（可燃ごみ＋破砕残さ）} + \text{手選可燃物}^*$$

※手選可燃物：直接搬入される可燃ごみ。既存施設では計量システム上、粗大ごみ搬入量として一括登録されるため、計画ごみ処理量の算出上の差し引きが生じている。

表 2.2.3 ごみ焼却施設の計画処理量（計画目標年度：令和22年度）

項目	処理量	備考
計画ごみ処理量	49,377 t/年	搬入量（可燃ごみ＋破砕可燃物＋破砕不燃物）＋手選可燃物
可燃ごみ	46,644 t/年	基本構想における推計値
破砕残さ	1,052 t/年	令和5、6年の実績値より設定
手選可燃物	1,681 t/年	令和5、6年の実績値より設定

② 施設規模

施設規模は、1日あたりに処理する能力を示し、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）に基づき、次式により算定した。

算定の結果は、表 2.2.4 に示すとおりである。

$$\text{施設規模（t/日）} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

- ・計画年間日平均処理量：年間処理量 ÷ 365 日
- ・実稼働率：290 日（年間実稼働日数） ÷ 365 日 ≒ 0.795
- ・年間実稼働日数：365 日 - 75 日（年間停止日数） = 290 日
- ・年間停止日数：補修整備期間 + 補修点検期間 + 全停止期間 + 故障の修理ややむを得ない一時休止 = 75 日

算出した施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとする。

表 2.2.4 施設規模の算定（ごみ焼却施設）

区分	算定結果
計画年間日平均処理量	= 49,377 t/年 ÷ 365 日 ≒ 135.3 t/日
通常時の可燃ごみ処理に必要な施設規模	= 135.3 t/日 ÷ 0.795 ≒ 170.2 t/日
災害廃棄物処理量	= 通常時の可燃ごみ処理に必要な施設規模 × 10% ≒ 17.0 t/日
可燃ごみ処理に必要な施設規模	= 170.2 t/日 + 17.0 t/日 ≒ 187 t/日

(3) 粗大・不燃ごみ処理施設

① 計画処理量

粗大・不燃ごみ処理施設の計画処理量は、基本構想における推計値及び既存施設の実績から以下のとおり算出した。

算定の結果は、表 2.2.5 に示すとおりである。

$\text{計画ごみ処理量} = \text{搬入量 (粗大・不燃ごみ + 金属 + 陶磁器・ガラス)} - \text{手選可燃物}$

表 2.2.5 粗大・不燃ごみ処理施設の計画処理量（計画目標年度：令和22年度）

項 目	処 理 量	備 考
計画ごみ処理量	2,093 t /年	搬入量（粗大・不燃ごみ＋金属＋陶磁器・ガラス） －手選可燃物
粗大・不燃ごみ	2,336 t /年	基本構想における推計値
金属	1,013 t /年	基本構想における推計値
陶磁器・ガラス	425 t /年	基本構想における推計値
手選可燃物	▲1,681 t /年	令和 5、6 年の実績値より設定

② 施設規模

新粗大・不燃ごみ処理施設の施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（平成 29 年 4 月 公益社団法人 全国都市清掃会議）より、間欠運転式ごみ焼却施設及び不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の施設規模算出方法に準じて、次式により算出した。

算定の結果は、表 2.2.6 に示すとおりである。

$\text{施設規模 (t /日)} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{月変動係数}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画年間日平均処理量：年間処理量 ÷ 365 日 ・ 実稼働率：250 日（年間実稼働日数） ÷ 365 日 ≒ 0.685 ・ 年間実稼働日数：365 日 - 115 日（年間停止日数） = 250 日 ・ 年間停止日数：土日 104 日 + 年末年始 5 日 + 補修整備期間 6 日 = 115 日 ・ 月変動係数：1.15（標準的な月変動係数） <p style="text-align: right;">「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和 62 年発行）より</p>
--

表 2.2.6 施設規模の算定（粗大・不燃ごみ処理施設）

区 分	算 定 結 果
計画年間日平均処理量	= 2,093 t /年 ÷ 365 日 ≒ 5.7 t /日
通常時の施設規模	= 5.7 t /日 ÷ 0.685 × 1.15 ≒ 9.6 t /日
災害廃棄物の処理に必要な施設規模	= 9.6 t /日 × 10%* ≒ 1.0 t /日 *ごみ焼却施設と同じ割合とした。
粗大ごみ及び金属の破砕・選別処理に必要な施設規模	= 9.6 t /日 + 1.0 t /日 = 10.6 t /日 ≒ 11 t /日

2.2.4.3 処理方式の選定

可燃ごみの処理方式については、「廃棄物処理施設整備基本構想」において、複数あるごみ処理方式の中から、構成市町から発生する可燃ごみを安全かつ安定的に処理でき、エネルギーの有効利用等が可能である処理方式を選定することとしている。信頼性、資源化性、適用性の3つの評価条件から評価を行った結果、抽出した5つの方式は表 2.2.7 に示すとおりである。

今後、専門家等により構成する委員会において検討を行い、処理方式を決定することとしている。

表 2.2.7 処理方式の抽出結果

処理方式	技術名称
焼却	ストーカ式
	流動床式
熔融	流動床式
	シャフト式
燃料化	バイオガス化（+焼却）

2.2.4.4 公害防止基準

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値等を表 2.2.8 に示す。本事業では排ガスについて、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、規制基準を遵守し、かつ既存施設よりも低い自主規制値を設ける計画である。

表 2.2.8(1) 規制基準値等（大気質、悪臭、騒音、振動）

項目	単位	計画施設		既存施設		
		自主規制値	法規制値	自主規制値等	法規制値	
注1) 排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.08	0.02	0.08
	硫黄酸化物(SO _x)	—	20ppm	K 値=9.0 ^{注2)}	30ppm	K 値=9.0
	塩化水素(HCl)	ppm	30	430 ^{注3)}	50	430
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	70	250 ^{注4)}	100	250
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05	1	1	1
	水銀	μg/m ³ N	30	30	50	50
悪臭	臭気指数 (敷地境界)	—	15		15	
騒音	昼間 (8時～19時)	デシベル	60		60	
	朝・夕 (6時～8時、19時～22時)	デシベル	55		55	
	夜間 (22時～翌6時)	デシベル	50		50	
振動	昼間 (7時～20時)	デシベル	65		65	
	夜間 (20時～翌7時)	デシベル	60		60	

注1) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) K 値=9.0 は、計画施設において約 1,500ppm。

注3) 塩化水素の排出基準は 700 mg/m³N (約 430ppm)。

注4) 計画施設が「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年愛知県条例第7号)に基づく大気指定工場に該当する場合、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月愛知県)により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

表 2.2.8(2) 規制基準値等（水質）

有害物質の種類		許容限度	
		水質汚濁防止法に基づく排水基準	上乘せ基準値
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	—
	シアン化合物	1mg/L	
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	
	六価クロム化合物	0.2mg/L	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
	ジクロロメタン	0.2mg/L	
	四塩化炭素	0.02mg/L	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
	チウラム	0.06mg/L	
	シマジン	0.03mg/L	
	チオベンカルブ	0.2mg/L	
	ベンゼン	0.1mg/L	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	
	ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L	
	ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		
生活環境項目	水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	—
	生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	25mg/L（日間平均20mg/L）
	化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	25mg/L（日間平均20mg/L）
	浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）	30mg/L（日間平均20mg/L）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛油類 動植物油脂類	5mg/L 2mg/L 30mg/L 10mg/L
	フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L
	銅含有量	3mg/L	1mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L	—
	溶解性鉄含有量	10mg/L	5mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L	5mg/L
	クロム含有量	2mg/L	—
	大腸菌数	日間平均800CFU/mL	—
	窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）	—
	リン含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）	—

2.2.4.5 排ガス処理計画

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する。

2.2.4.6 給排水計画

(1) 給水計画

給水には、プラント用水は井水又は上水、生活用水は上水を利用する計画である。

(2) 排水計画

場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに放流とする計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画である。

給排水のフローは図 2.2.5 に示すとおりである。

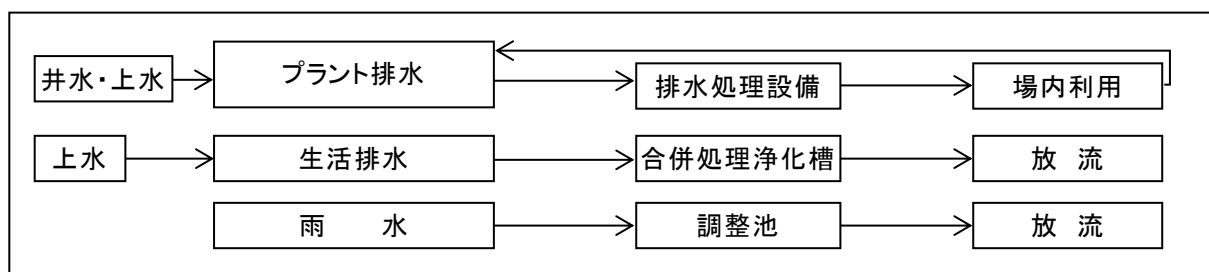


図 2.2.5 給排水フロー図

2.2.4.7 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、日進市、みよし市、愛知郡東郷町の全域とする。

(2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.2.6 に示すとおりである。

北側は市道打越黒笹1号線や市道黒笹諸輪線、南側は県道岩作諸輪線や町道東郷・三好線から、町道木戸畑・百々線を通して対象事業実施区域へ進入する。

また、令和6年度における既存施設へのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約260台である。

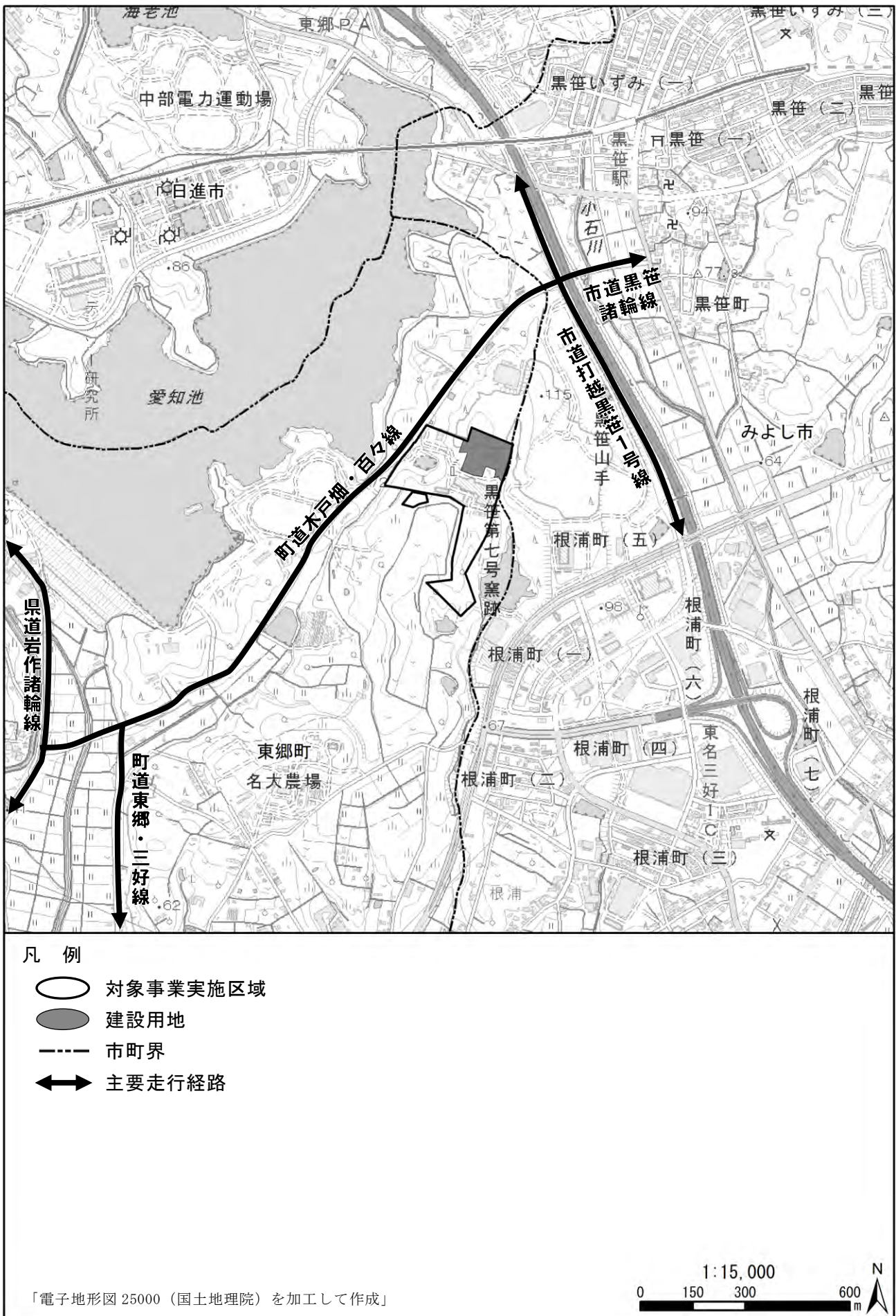


図 2.2.6 関係車両の主要走行経路

2.2.5 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における検討の経緯及び内容

2.2.5.1 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の検討

本事業における計画案について、令和8年1月に公表した「尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」という。）において、煙突配置に関する2案（煙突東側配置、煙突中央配置）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行った。

(1) 配慮書における複数案

配慮書では、図 2.2.7 に示す煙突配置に関する A 案（煙突東側配置）と B 案（煙突中央配置）を設定し、「大気質」及び「景観」について周辺環境への比較検討を行った。

(2) 配慮書の総合評価

計画段階配慮事項について、評価結果を整理した総合評価は、表 2.2.9 に示すとおりである。

① 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

② 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、予測地点からの眺望景観について、景観 1 及び景観 3 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 及び景観 4 については、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では B 案、景観 2 及び景観 3 では A 案のほうが大きく、景観 4 ではほぼ同等となっている。また、景観 1 の A 案及び B 案、景観 2 の A 案では、圧迫感を受ける目安である 10 度を上回っている。ただし、景観 1、2 ともに前述のとおり土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られ視認されないため、実際の圧迫感は小さいものと予測する。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

なお、調査、予測及び評価の結果の詳細については、「第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

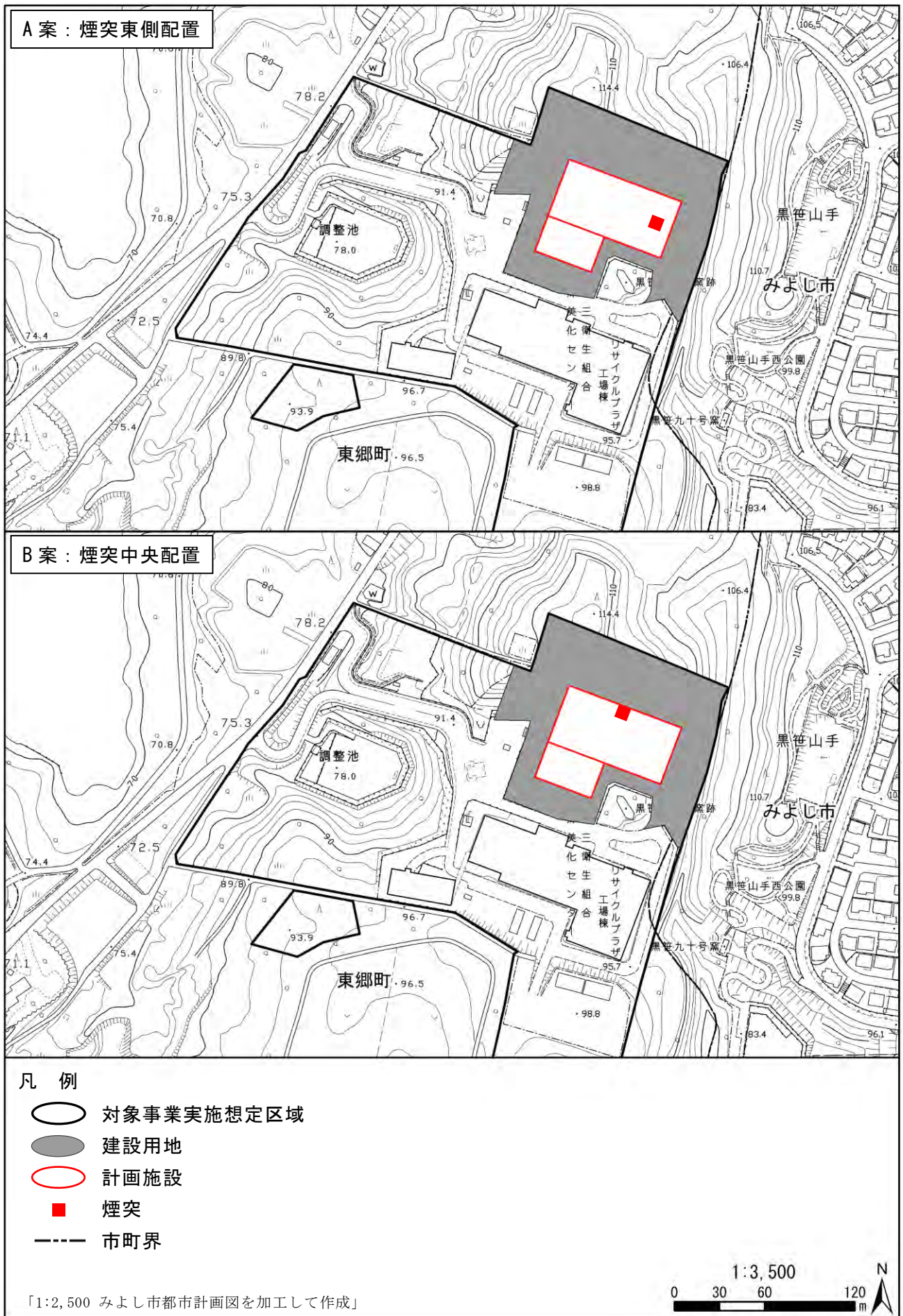


図 2.2.7 配慮書において設定した複数案

表 2.2.9 配慮書の総合評価

計画段階 配慮事項	項目		予測結果		総合評価
			A案 (煙突東側配置)	B案 (煙突中央配置)	
大気質	最大着地濃度 地点の 将来濃度 (年平均値) (寄与濃度+ バックグラウ ンド濃度)	二酸化窒素 (ppm)	0.0089		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予 測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、 重大な影響が生じることはないの評 価する。
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0132		
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0377		
景観	景観資源及び 主要な眺望点の改変の状況		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設 の存在が重大な環境影響を及ぼすこ とはないと評価する。
	眺望景観への 影響(仰角)	景観1 北側道路 (度)	13.9	16.0	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1ではB案、景観2及び景 観3ではA案のほうが大きく、景観 4ではほぼ同等となっている。 【重大な影響の有無】 景観1及び景観3については、眺望 景観の変化は小さく、景観2及び景 観4については、眺望景観の変化は 大きいと予測する。 予測地点から計画施設を望む仰角 は、景観1のA案及びB案、景観2 のA案では、圧迫感を受ける目安で ある10度を上回っている。ただ し、景観1、2ともに前述のとおり 土砂の仮置き場や樹林、住宅等が手 前にあり、建屋や煙突は一部が遮ら れ視認されないため、実際の圧迫感 は小さいものと予測する。 施設の詳細な計画にあたっては、出 来る限り影響を低減するように計画 諸元を検討することから、いずれの 対象計画案についても、眺望景観に 重大な影響が生じることはないの評 価する。
		景観2 ほのぼのテラス (度)	10.5	9.5	
		景観3 南側住宅地 (度)	6.2	5.9	
		景観4 愛知池運動公園 (度)	5.7	5.8	

2.2.5.2 対象事業が実施されるべき区域その他の事項の決定における検討結果



配慮書における複数案の比較では、大気質及び景観についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないと評価した。

また、配慮書に対し、全体的事項として「配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること」、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」、大気質について「事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」、景観について「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知された。

これらのことを勘案し、施設配置の検討にあたっては、東側住宅地からの見え方を考慮した。なお、検討にあたっては、配慮書において設定したとおり、煙突は既存施設と同様の 59m、建屋（焼却設備）は類似事例などを参考に想定される最大の大きさとして高さ 39m としている。

施設配置に係る検討結果は、表 2.2.10 に示すとおりである。

表 2.2.10 施設配置の検討

項目	施設配置	
	A 案（煙突東側配置）	B 案（煙突中央配置）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突を含む焼却設備が北側 ・東側に煙突(59m)と建屋(39m)が近接 ・不燃物処理設備が南側 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突を含む焼却設備が北側 ・東側に建屋(39m)が近接 ・不燃物処理設備が南側 
東側住宅地からの見え方	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突による仰角が 10.5 度となり、圧迫感を受ける目安である 10 度を上回る。ただし、樹林や住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られる。 ・東側の建屋高さは最大で 39m が想定され、既存施設より大きくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突による仰角が 9.5 度となり、圧迫感を受ける目安である 10 度に近い。ただし、樹林や住宅等が手前にあり、建屋や煙突は一部が遮られる。 ・東側の建屋高さは最大で 39m が想定され、既存施設より大きくなる可能性がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・A 案・B 案ともに、東側住宅地への景観影響について配慮を要する。 		

以上の配置検討結果から、A 案・B 案ともに、現状想定される最大の大きさを前提とした場合には、東側住宅地への景観影響について配慮を要するものであり、このため、東側住宅地から目立つ煙突位置や、建屋高さが高くなる焼却設備の配置を見直すこととした。

見直した内容は、図 2.2.8 に示すとおりであり、焼却設備よりも建屋高さが低くなると想定される不燃物処理設備の範囲を東側に配置し、焼却設備の範囲は西側、煙突は南側に配置することにより、東側住宅地からの圧迫感を軽減している。

第2章 対象事業の目的及び内容
2.2 対象事業の内容

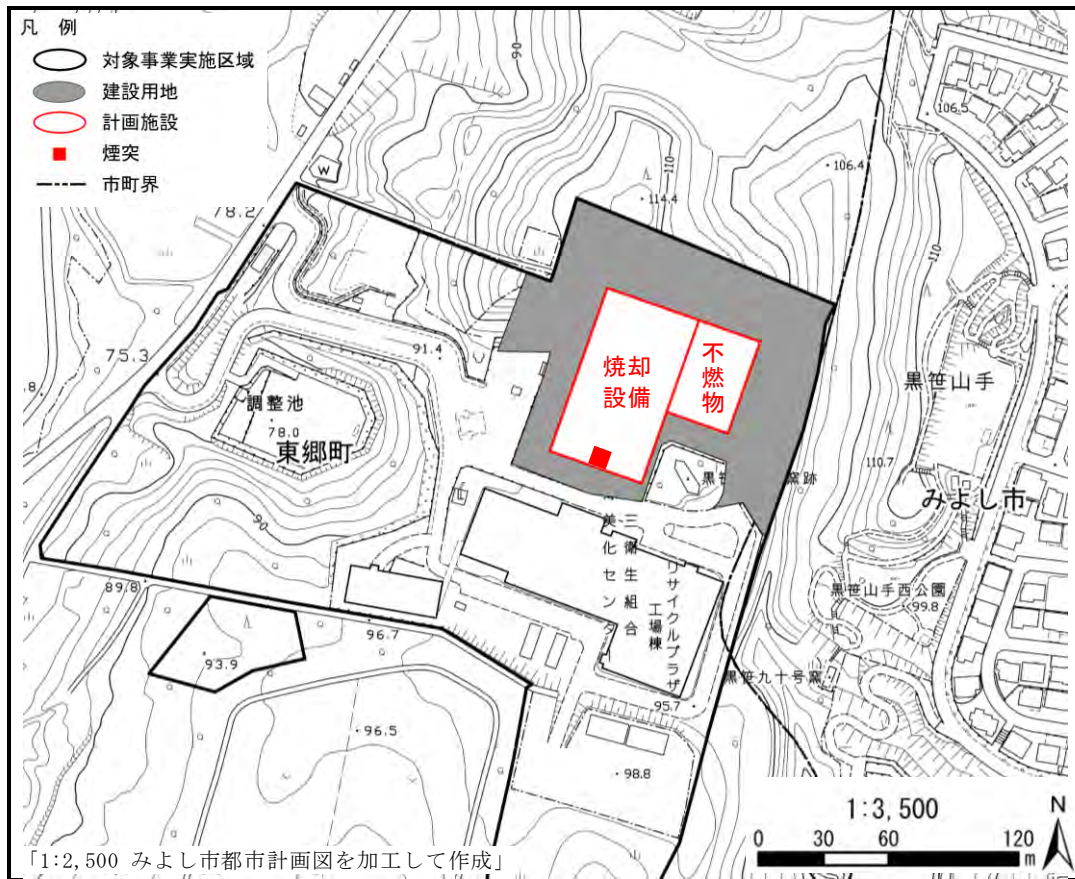


図 2.2.8 施設配置案 (参考)

2.2.7 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.7.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設・解体時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.7.2 環境保全の配慮の内容

対象事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

環境の自然的構成要素である大気質、騒音、水質等を良好な状態で保持し、臭気の漏洩等を防止するための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。
- ・工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。
- ・建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の調整池から雨水管を経て公共用水域へ放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内でpH調整を行ったのち、同様に放流する計画である。
- ・既存施設の解体工事にあたっては、必要に応じて散水を実施する。
- ・既存施設の解体工事にあたっては、ダイオキシン類等の飛散を防止するため、法令等に基づく飛散防止措置を講じる。

〈供用時〉

- ・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。
- ・設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音・振動の低減に努める。
- ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口は、通常時は出入口扉を閉め、車両の出入り時以外は外部と遮断することで、臭気の漏洩を最小限に抑える。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。

- ・焼却炉の点検等による全炉停止時等は、ごみピット内の空気を脱臭装置により処理することで臭気の漏えいを防止する。
- ・場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域へ放流する計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに、雨水管を経て公共用水域へ放流する計画である。
- ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・収集・運搬の委託を行う構成市町に対し、廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように求める。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物及び植物に関して、重要な種を含めてその生息、生育環境を、また、地域を特徴づける生態系を保全するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事中は排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。
- ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

人と自然との豊かな触れ合いの場、歴史的文化的環境を保持するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事にあたって、建設用地に近接する県指定史跡である黒笹7号窯に影響がないように配慮する。
- ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。

④ 環境への負荷を把握し、低減を図ることによる環境の保全

地球規模の環境問題に係る諸要素、廃棄物等について、環境への負荷の低減を図るための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。

〈供用時〉

- ・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、余熱等の供給や余剰電力の売電等を検討する。
- ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。